

御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

御嵩町訓令乙第1号

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化への対応並びに子育て環境の充実や女性の社会進出を促進し、将来にわたり活力ある地域を維持していくための施策を全庁的に推進していくため、御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部で所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「総合戦略等」という。）の策定に関する事。
- (2) 総合戦略等に関する重要な施策の企画及び立案に関する事。
- (3) 総合戦略等に関する情報収集並びに共有及び提言に関する事。
- (4) 総合戦略等における庁内の各種計画及び施策との調整に関する事。
- (5) その他総合戦略等に関し必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 部長及び参事

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は副町長をもって充てる。

4 本部長は、所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて、推進本部の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、総合戦略等の策定に向け、関係部局との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に関係職員、専門知識を有する者及びその他関係する者の出席を求め、議題について説明させ、又は意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、町の基本政策を担当する課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月12日から施行する。

○御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 構成

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務部長 民生部長 建設部長 教育参事 企画調整担当参事

○御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 事務局

事務局	企画課長
	企画調整係長
	企画調整係 係員